様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　令和6年9月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃとさでんし  一般事業主の氏名又は名称 株式会社土佐電子  （ふりがな） つじあきのり  （法人の場合）代表者の氏名 辻 韶得  住所　〒781-1102  高知県土佐市高岡町乙61-10  法人番号　6490001005489  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 〈1〉当社HPに記載している「企業理念」  〈2〉当社HPに記載している「デジタル・開発業務」 | | 公表日 | 〈1〉令和1年3月12日※  〈2〉令和6年9月17日  ※公表日が不明のため、おおよその日付を記入いたします。 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 〈1〉株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞会社案内＞企業理念＞可能性への挑戦  <https://tosadenshi.co.jp/company/philosophy/>  〈2〉株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞2023年4月に業務改革デジタル課が発足  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 記載内容抜粋 | 〈1〉【可能性への挑戦】  激動の時代にお客様のニーズに対応できるよう、新たな知識・高度な技術の習得に励むと共に、エレクトロニクス製造のエキスパート集団として、新たな可能性にチャレンジして参ります。 お客様の立場に立った企業活動を心掛け、エレクトロニクスを通じて地域社会に貢献できる魅力に満ちた企業を目指します。  〈2〉【2023年4月に業務改革デジタル課が発足】  デジタル技術などを活用した会社全体の改革   1. 工場資材管理等のシステム化など生産管理全般の効率化 2. クラウドを活用した給与ソフト、スケジュール管理の徹底 3. チャットGPTなど最先端の技術導入に果敢に挑戦するエネルギー 4. 新たなテーマなど社会を革新できる新製品開発等への取組み   など、 当社の核心を担うデジタル・開発業務にチャレンジしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 毎週開催している取締役会（役員会）で進捗状況等を協議・確認・決定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社HPに記載している「デジタル・開発業務」 | | 公表日 | 令和6年9月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞２０２４．２を起点とするこれからの取組み  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 記載内容抜粋 | 【２０２４．２を起点とするこれからの取組み】  デジタル部門の体制強化、全社員対象のデジタル高度化研修などを実施するとともに、すべての工場（国内５工場）に入出庫、在庫管理システムを導入し、各生産現場を一元的に管理できる生産管理システムの確立など持続可能な経営基盤を構築していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 毎週開催している取締役会（役員会）で進捗状況等を協議・確認・決定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞２０２４．２を起点とするこれからの取組み  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 記載内容抜粋 | 【２０２４．２を起点とするこれからの取組み】  デジタル部門の体制強化や全社員対象のデジタル高度化研修などを実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞【この１年間（２０２３．４～２０２４．１）の取組み】  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 記載内容抜粋 | 【この１年間（２０２３．４～２０２４．１）の取組み】   1. 最も課題の大きかった南工場（高知市瀬戸）への入出庫管理システムの導入 2. 各工場でのWi-Fi環境の整備、デジタルツールの確保 3. サイボーズシステム導入による日程、会議室管理のデジタル化 4. 本社の入り口、総務部門にデジタルサイネージを導入し、日程管理、会社が発信する情報の可視化、共有化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社HPに記載している「デジタル・開発業務」 | | 公表日 | 令和6年9月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞【DX戦略の達成を図る指標】  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略の達成を図る指標】  DX推進の取り組みについては、各項目ごとに以下の指標で進捗状況の確認・評価を行うものとする。  1.デジタル部門の体制強化  ・DXプロジェクト成功率  2.全社員対象のデジタル高度化研修  ・デジタル研修を修了した人の業務改善提案数  3.すべての工場（国内５工場）に入出庫、在庫管理システムを導入  ・在庫管理の正確性 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 令和6年9月17日 | | 発信方法 | 株式会社土佐電子　公式ウェブサイト＞デジタル・開発業務＞【経営者のメッセージ】  <https://tosadenshi.co.jp/digital_development/> | | 発信内容 | 株式会社　土佐電子　辻代表取締役社長  　これまでの業務運営においては、本社事務部門、工場部門ともにアナログ的な対応が中心となっていましたが、人手不足、国内外でのコスト競争の激化、不安定な為替など厳しい環境を乗り切っていくためには、デジタル技術の活用による会社全体の業務改革が不可欠だとの判断に至り、２年前にデジタル関係を所掌する５名体制の「業務改革デジタル課」を発足させ、その後はＤＸ化に関するプロジェクトの推進に注力しています。 　この４月には、高知県産業振興センターが公募していた「デジタル補助金加速枠」に応募し、県内製造業のデジタル化を先導する企業として採択を受けました。 　現在は、採択を受けた県内５企業と連携を取りながらＤＸ化を進めていますが、今後は、それぞれの企業の取組みに至った経過や内容を十分に参考にしながら、当社の実情に沿った着実な活動を進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 令和5年6月から継続実施中 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標　自己診断フォーマット」において提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 令和5年6月から継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づく、二つ星宣言を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。